

新型コロナウイルス感染症の影響により 家計が急変した世帯への就学援助のご案内

町では、小・中学校に在学（就学）するお子さんの学用品や給食費など、就学費用の一部を援助する制度を設けています。

この度の新型コロナウイルス感染症の影響により就労ができなかった方、失業や休業で給与収入が激減している方、又は自営業の方で売上げが激減した方など、家計が急変して経済的に困りの方はまず学校にご相談ください。

1 就学援助の主な申請の対象となる方

- (1) 生活保護が停止又は廃止になった方
- (2) 町民税が非課税の方
- (3) 町民税が減免されている方
- (4) 個人事業税が減免されている方
- (5) 固定資産税が減免されている方
- (6) 国民年金保険料が減免されている方
- (7) 国民健康保険税（料）が減免又は徴収の猶予をされている方
- (8) 児童扶養手当が支給されている方
- (9) 生活福祉資金を借りている方

2 申請について

就学援助は、通常、所得のわかる源泉徴収票や確定申告書の写しをご提出いただき、前年の所得で認定かどうかを判断しています。

しかし、前年の所得が多い方でも、この度の新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、現在、経済的に困りの方もいらっしゃると思います。そういった方については、前年の所得ではなく、直近の収入状況などを勘案し援助できることがありますので相談して下さい。なお、令和2年度の申請結果において「非該当」と認定された世帯でも「家計が急変した世帯」として申請できます。

3 申請方法

お子さんの通学している各小・中学校に申請書等を提出してください。

4 申請に必要な書類

- (1) 就学援助申請書（必須）
- (2) 申立書（必須）
- (3) 所得が著しく減少（家計急変）したことを証明する書類（収入のある方全員）
 - ① 直近3か月（収入のある方全員）の給与明細及び減収後の給与明細（必須）
給与明細がない場合は（別紙）給与証明書

- ② 辞令書又は退職証明書
- ③ 売上げの減少などを要件とした公的資金援助を受けたことを証明する書類
- ④ 国民健康保険税の減免を証明する書類
- ⑤ 生活福祉資金の特例貸付を受けたことを証明する書類など
- ⑥ 雇用保険受給資格者証（第1面から第4面まで）の写し

※ ①は必須 ②から⑥までは証明する書類のある方

(4) 児童扶養手当を受けている方は受給証書の写し

(5) 年金収入がある方

- ① 公的年金の源泉徴収票の写し
- ② 遺族年金・障害年金等の証書の写し

※令和2年度の申請結果において「非該当」と認定された方からの申請については、(3)の一部、(4)、(5)を省略できる場合があります。

5 申請期間

(1) 申請期限

令和2年7月31日（金）

(2) その他

申請の受付月から援助開始となる予定ですので、上記期限まで申請してくださいませようお願いします。

【お問合せ】 各学校または教育委員会学校教育係（85-6144）